

地域包括ケアの推進について

【担当省庁】厚生労働省

〔介護・福祉職の人材確保〕

介護・福祉人材の確保・定着を図るためには、引き続き全産業平均との給与差（年間約 118 万円）の解消を図るとともに、介護・福祉事業所において、職員の能力・資格・経験等に応じた適切な処遇改善が重要であり、他業種との賃金格差の解消に向けて、介護職員の給与を大幅に引き上げることができるよう、介護報酬とは別に措置を講じるとともに、処遇改善加算等に伴う介護保険料や利用料の上昇及び地方負担の増加の解消のため、更なる改善措置を講じていただきたい。

ベースアップ等支援加算について、法人・事業者の負担を軽減するため、現行の加算との統合や、全ての加算について対象職員を事務職員等にも拡大する等、事務手続きの簡素化や運用の弾力化を進めていただきたい。

〔介護サービスの維持〕

介護サービス事業所等では、新型コロナウイルス感染症の影響でサービスの利用控えや一時休業に加え、感染防止対策に要するかかり増し経費等による経営圧迫が長期化していることから、介護サービスの提供体制を確保・維持するため、地方自治体の財政負担が生じることのないよう、国の責任において、感染防止対策に要する経費等の支援や経営安定のための更なる財政支援を行っていただきたい。

〔医療と福祉を支える総合リハビリテーション支援拠点の整備〕

京都府では、高齢者や障害者等が地域で安心して生活できるよう、急性期から回復期、生活期まで切れ目のない支援を行う、病院併設の総合的なリハビリテーション支援拠点の整備を検討しており、先進的なリハビリ等の普及促進、専門職の育成等の取組に対する財政支援をお願いしたい。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 健康福祉総務課 (075-414-4548) 高齢者支援課 (075-414-4571) リハビリテーション支援センター (075-251-5387) 地域福祉推進課 (075-414-4561) 障害者支援課 (075-414-4596)
---------------	--

【現状・課題等】

- 国は、キャリアパスに関する仕組みを導入した介護・福祉事業者へ、介護・福祉報酬の加算を行う介護・福祉職員処遇改善加算制度を平成24年度に創設。以後、2度にわたりキャリアパスの取組を深化させた事業者への上乗せ加算を行う区分を創設
- 新しい経済政策パッケージに基づく介護・福祉職員の処遇改善では、勤続年数10年以上の介護福祉士について月額8万円相当（年96万円相当）を算定根拠とした処遇改善を想定するが、職員の平均賃金の上がり幅は月額6千円相当（年7万円相当）であり、全業種平均の給与差の解消には至っていない。
- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9千円）引き上げるための措置を令和4年2月から実施。2月～9月は補助金により支給。10月以降は、介護報酬を改定し、新たな加算へ移行された。
- 通所介護等の報酬については、感染症等の影響により前年度よりも利用者数が減少した場合に、基本報酬の3%加算を行っているが、新型コロナウイルスの影響の長期化により、前年比を基準とすると、影響を適切に反映できないことが考えられる。

【国の事業等】

■介護職員の処遇改善の促進〔厚生労働省〕 369億円

- ▶ 介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

■全産業と介護・福祉職員の年間給与差 (単位：万円)

	令和4年	令和3年	前年度増減
全体	462.6	456.4	6.2
介護・福祉職員(全体との差)	344.5(▲118.1)	335.1(▲121.3)	9.4(▲3.2)

※給与差の解消に必要な増額幅＝約118万円

※出典：令和3年度、令和4年度「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）

■京都府内の介護・福祉職員の求人倍率

介護関連	全産業平均
3.04倍	1.24倍

※府内雇用失業情勢 令和5年1月分
(京都労働局)